

参考資料

特定工場において発生する騒音・振動の規制基準

① 騒音

区域の区分	地域の区分	基準値		
		朝・夕 (6時～8時・ 19時～22時)	昼間 (8時～19時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	40 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	45 デシベル以下	55 デシベル以下	40 デシベル以下
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55 デシベル以下	65 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	工業地域	65 デシベル以下	70 デシベル以下	60 デシベル以下

② 振動

区域の区分	地域の区分	基準値	
		昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考
第1種区域及び第2種区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

① 騒音

区域の区分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
地域の区分	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80mの区域内	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第 1 号区域に該当しない区域
規制基準値	85 デシベル以下	
作業ができる時間	7 時～19 時	6 時～22 時
1 日当たりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続して6日間を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

② 振動

区域の区分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
地域の区分	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80mの区域内	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第 1 号区域に該当しない区域
規制基準値	75 デシベル以下	
作業ができる時間	7 時～19 時	6 時～22 時
1 日当たりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続して6日間を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

自動車騒音・道路交通振動の要請限度

① 自動車騒音

区域の区分		地域の区分	基準値	
			昼 (6～22時)	夜 (22～6時)
a 区域	幹線交通を担う道路に近接する区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	75 デシベル	70 デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域 (幹線交通を担う道路に近接する区域に該当する区域を除く。)		70 デシベル	65 デシベル
	1車線を有する道路に面する区域 (幹線交通を担う道路に近接する区域に該当する区域を除く。)		65 デシベル	55 デシベル
b 区域	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	75 デシベル	70 デシベル
	1車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	75 デシベル	70 デシベル
<p>備考</p> <p>「幹線交通を担う道路に近接する区域」: 高速自動車国道、一般国道、道道及び市道(市道にあつては4車線以上の区間に限る)等の道路の敷地の境界線から以下に示す距離の範囲をいう。 ・2車線以下の車線を有する道路: 15m ・2車線を超える車線を有する道路: 20m</p>				

② 道路交通振動

区域の区分	地域の区分	基準値	
		昼 (8～19時)	夜 (19～8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

敷地境界の地表における規制基準

(単位:ppm)

規制物質名	臭いの種類	区域の区分	
		A区域	B区域
1 アンモニア	し尿のような刺激臭	1	2
2 メチルメルカプタン	腐った玉ネギのような臭い	0.002	0.004
3 硫化水素	腐った卵の臭い	0.02	0.06
4 硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01	0.05
5 二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.009	0.03
6 トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005	0.02
7 アセトアルデヒド	青臭い刺激臭	0.05	0.1
8 プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05	0.1
9 ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.03
10 イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.02	0.07
11 ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.02
12 イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003	0.006
13 イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9	4
14 酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3	7
15 メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	1	3
16 トルエン	ガソリンのような臭い	10	30
17 スチレン	都市ガスのような臭い	0.4	0.8
18 キシレン	ガソリンのような臭い	1	2
19 プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	0.03	0.07
20 ノルマル酪酸	汗臭いような臭い	0.001	0.002
21 ノルマル吉草酸	むれた靴下の臭い	0.0009	0.002
22 イソ吉草酸	むれた靴下の臭い	0.001	0.004

備考

A区域 主として住居の用に供されている地域

B区域 主として工業の用に供されている地域及び悪臭に順応の見られる地域

ただし、当該地域内に存在する事業所について厳しく規制をしなければ、他の規制地域の住民の生活環境が保全できないと認められる場合は、所要の地域をA区域とする。

騒音に係る環境基準

地域の類型 ※1	当てはめ地域	地域の区分 ※2		基準値	
				昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下 ※3	65 デシベル以下 ※3
		イ	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
		ウ	一般地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下 ※3	65 デシベル以下 ※3
		イ	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
		ウ	一般地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下 ※3	65 デシベル以下 ※3
		イ	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
		ウ	一般地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

※1 上記のA～C類型の他に、AA類型もあるが、北広島市内にAA類型に指定されている地域はない。

※2 地域の区分

ア 「幹線交通を担う道路に近接する空間」:

高速自動車国道、一般国道、道道及び市道(市道にあつては4車線以上の区間に限る)等の道路の敷地の境界線から以下に示す距離の範囲をいう。

・2車線以下の車線を有する道路: 15m ・2車線を超える車線を有する道路: 20m

イ 「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」:

2車線以上の車線を有する道路に面する地域のうち、アに該当しない地域。

「車線を有する道路に面する地域」:

車線を有する道路に面する地域のうち、アに該当しない地域。

ウ 「一般地域」: ア、イに該当しない地域。

※3 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間: 45 デシベル以下、夜間: 40 デシベル以下)によることができる。

上表の基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。